

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令案要綱

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行期日は、令和六年九月二日とすること。